

法学部・法学研究科

I	研究水準	研究 3-2
II	質の向上度	研究 3-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成16～18年度を見ると、専任教員（教授・准教授）の総論文数は310件（年平均103件）、また著書は143件（年平均48件）を数えている。学会等における発表は、290回（年平均97回）である。平成16年度に選定された21世紀COEプログラムを実施する中で、国際シンポジウムや国際ワークショップを多数開催している。なお同様の試みは、平成19年度に選定された科学研究費補助金・学術創成研究費に基づくプログラムにおいても実施されている。研究資金の獲得状況については、上記21世紀COEプログラムに加えて、科学研究費補助金に多数採択されていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、民法の責任法や日本政治史の分野で卓越した研究業績が見られた。さらに、基礎法学、実定法学、政治学のほぼすべての領域において、優れた研究成果を収めている。

社会、経済、文化面では、大きく変容しつつある破産実体法の分野で卓越した研究成果を上げている。そのほか、学術面ほどではないが、日本法とドイツ法の比較研究等の分野で優れた研究成果を上げているなどの相応な成果がある。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

当該組織から示された事例は3件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」と判断された。